

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成27年10月20日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

10月20日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
委員会記録署名委員の指名 -----	2
認定第1号所管分の審査 -----	2
質疑（大澤千恵子委員、東久美子委員）	
採決 -----	33
閉会の宣告 -----	33

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年10月20日(火) 午前9時59分 開会
午後2時21分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 東 久美子 委員 大澤千恵子
委員 水谷 毅 委員 市来賢太郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 山本和憲 総務課長 溝口哲也 子育て支援課長 木下伸記
次世代育成部長 前馬晋策 同部参事兼こども教育課長 小林寿弘
学校教育課長 荒木智雄 同課参事 野本憲宏
教育支援課長 撰田裕美
生涯学習部長 宮部善隆 生涯学習課長 柳瀬哲宏
文化スポーツ課長 辻 稔秀

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 橋本英樹 同局書記 渡部真也

1. 審査案件

認定第1号 平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前9時59分 開会)

○安藤薫委員長 おはようございます。

本日の委員会記録署名委員は、大澤委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

先日の質疑に引き続いて、大澤委員。

○大澤千恵子委員 おはようございます。

先日に引き続きまして、質問を続けさせていたいただきたいと思います。

前回、ランドセルの質問が1件抜けておりましたので、ランドセルの質問から入らせていただきます。

ランドセルなんですけども、430個、平成27年度で余っていると。小学校10校あって、大体40個ぐらいが各小学校の中に在庫として残っているということですよしいかと思うんですが、このままいきますと、どんどんランドセルが増えていく状況にあると思います。

私、前回お話ししたように、紺と赤を選ぶという時点で確実に余ってくると思います。例えば、転入された方が女子のお子さんであれば、やっぱり赤を選ぶ確率が多いと。すると紺の在庫が余ってくる、こういったことを前にもご指摘したと思います。

黄色にしたらどうかと、一色にしたらどうかという提案もさせていただいたところ、平成24年にアンケートをとってらっしゃって、そのアンケートに基づくと、黄色と回答された方が少なかったのが黄色はしなかったというようなことをおっしゃってありました。

在庫を見ますと、学校の倉庫の中にランドセルが箱の中に入っているんですけど、その箱がランドセルを入れる箱なので物

すごく大きくて分厚い。これを見られたことあるかどうか、私わかりませんが、かなりのウエートを占めているというのが現状です。

以前そのお話しした中には、防災用の避難用のバッグとして使えないかとか、海外のほうにだったら摂津のマークをつけていても送れるんじゃないかということで、私が一度、ロータリーさんに打診したんですけど、団体さんのほうからは、ちょっと難しいということで返答いただいているんですけども、そういったことを努力していただきたいと思います。でないと、いつまでたってもここへ置いたままで、中身をあけてみますと、やっぱり劣化してくるんですね、色がはげてきてる、こういった状況があって非常にもったいないことだと思います。

毎年毎年、予算ついておりますけれども、子どもたちは喜んでおります。今回、歳入の部分で3,000円というランドセルの歳入がありました。これは、多分恐らく、どなたかにお売りした歳入部分だと思うんですけども、例えば、摂津市内の子で、3,000円のお金もらうんだったら、余ってるんだったら、それがいいかどうかは別としても、お渡しすることも可能だったはずだと思いますし、例えば、他市の人から、このランドセルが欲しいということであったとするならば、それぐらいそのランドセルにしっかりとした価値があるということなので、ある意味、こういった使い方をしていくのかということは担当課としても検討していただきたいなと思いますし、いつまでも放っているとどんどん、あと5年後には100個、200個になってくる可能性だってあるわけですから、ここをやっぱり考えていただきたいなと。

これは2回お話しておりますので、必ずこれに対しては何らかの対応をしていただきたいと思えます。これは要望にしておきますので、よろしく願います。

それから、前回お答えいただいた部分は、今から質問する部分を除いて要望とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思えます。

残りまず一つは、安全対策事業です。

この安全対策事業なんですけれども、この間もほかの委員からもいろいろご質問がありました。私のほうからも、安全対策事業については1回目、2回目の質問をさせていただきます。

この中に、防犯ブザーがあります。私は、前回、前々回にも決算のときに防犯ブザーが本当に子どもたちの役に立つという言い方はおかしいですけど、実際使わないほうがいいわけですけども、この防犯ブザーが今の時代に適しているのか。

それから、防犯ブザーの種類も検討したことがあるのかというお話をさせていただきましたと思えます。

今、子どもたちの見守り隊で見えておりますと、子どもたちの約3分の1ぐらいですか、防犯ブザーつけておりません。つけてる子に関しましては、ランドセルの横につけているんですよ。ランドセルに手を回そうと思うと防犯ブザーがなかなか引っ張れない。これ、現実なんですね。横に動くんでね、キーホルダーになっているんで。

防犯ブザーの種類を以前検討してくださいというようなお話もさせていただきました。安全事業委託料で72万円、防犯ブザーが95万4,000円を予算として使っています。これをもう一回検討していただいて、95万4,000円を毎年この防犯ブザーが計上されているわけですが

ども、地域の子どもの安全・安心地区の見守り隊、こういったところに流用されるのか、いろんな方法あると思うんですけど、今、校門を通ればチップが作動して親の携帯に飛ぶとかね、そういうような防犯ブザーのかわりになるようなものもほかの学校でもされているところもありますので、値段的なものがどうなのかかわからないけれども、防犯ブザーのほうがかきと恐らく安いとは思いますが、学校に入ったというのを確認できることも一つの安心ですし、今帰ったよというのが確認できるのも安心ですし、そういったことも含めて、それをしろと言っているんじゃないかと、ほんとに防犯ブザーが子どもたちにとって今の時代に適しているのかどうかというのは一つ考えていく必要があるかと思えます。

まして、ころころ動くので、非常に引っ張りにくそうに、これ引っ張れると言うたら、どこにあるか、特に1年生の子は大きい子じゃないので、後ろに手がなかなか届かないということがありますので、そういったことも含めて、もう一度考えていただきたいなと思えますけど、この件についても2回目の質問です。これについて、検討されたのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

それから、契約の件についてです。

文化スポーツ課、辻課長のほうからもお答えいただきました。全く契約についての認識がありませんというふうにお答えいただきました。教育長のほうからも、これについては過去の流れでやってきたということで謝罪もありました。

実際に契約については、ほんとにひどい状況です。摂津市の音楽祭の業務委託、これに関しましても、まず日付が違いますよ

ね。平成26年4月1日から平成26年3月31日までとするというような委託契約書が普通に交わされていた。それを気づいたのが8か月後、12月に気づいて訂正をかけていらっしゃいます。間違いでしたというような添付資料もついてはいますが、こういった契約書の中身というのは非常に重要な中身であると思います。

今、いろいろ例に挙げてはいますが、一つは、委託契約のあり方を、私は一般質問でも言いました。これがほんとに委託契約にふさわしいのかどうかということも実際調査していかないといけないと思うんですけども、例えば、委託契約の中でも学校の部分、学校体育施設開放事業についてですけども、学校体育施設開放事業委託料というふうに入ってます。この学校の体育施設開放事業委託料という件に関しましては、文部科学省のほうから学校体育施設に関するいろんな通達がきてはいるんですけど、体育施設に関しましての趣旨、これに対しての内容と実際、学校で運営されている学校体育施設開放事業とは少しかけ離れていると思います。

実態調査してみますと、この学校体育施設に関しまして、全て14万円という委託料が発生しています。この委託料の14万円について、大体の小学校はPTAの会長が委員長になってサインをしています。これは、私もPTAの経験がありますから、3年間、学校体育施設に関してはサインをしてきました。サインをしたんですけども、この14万円のお金は委員長のところに入っているかというのと、このお金は学校の教頭先生がほとんど預かっている状態です。この中身というのは、ほとんどが砂、にがり、どこの学校もそういったものに使われている。ほとんど同じです。あとはほ

うきとか、体育館施設の備品なんかにも使われていることはあるんですけども、そこにこの摂津市学校施設の使用に関する実施要綱というのがあるんですが、ここには運営委員会に委員長、副委員長、会計及び会計監査を置きというふうにも書いてあります。

しかしながら、この決算書類が報告で上がってくるときには、会計監査なんていうものは一つもありません。基本的に各学校にお任せをしている状態だと思うんですけど、通帳も学校の先生が持っている。14万円入り、印鑑は確かに押してるんですけど、その使用していることについての協議もなされているか、なされていないかもわからない状況であると。これは過去の流れですとこの14万円が学校施設開放、先生たちもご存じだと思いますけど、学校施設開放については14万円が入っている。

これは、何のために学校体育施設開放事業があるのか。要は、いろんな団体さんが、この曜日は私たちですよという会議だけのためにこの学校体育施設開放事業があって、お金のことに関しては、ほとんどノータッチであるということです。

ですから、この中身を見ますと、委員長はいいんですけど、運営委員会というのも実は開かないといけないと書いてあります。運営委員会開いているんだと思うんですけど、ここには教職員とかスポーツ推進員、青少年指導員、自治会役員、PTA役員、子ども会役員の中から委員会が任命するものであるということで二重組織になっているという話ですけど、ほとんど機能なされていないということです。

各学校によっては、この施設の登録団体の方たちが夏休みに草刈りとかしている

ところもあるのかもしれませんが、それについての費用をそこで考えて捻出しているわけではなくて、ほとんど皆さん、どこの小学校、中学校でも同じ様式で、同じものに使われていて、同じような形で印鑑が押されているだけであるというふうに思います。

私は、この学校体育施設開放事業について、学校にそのままお金入れて、運動会に砂が足りなくなったら運動会の砂に使うとか、この14万円を学校にそのまま渡している事業のほうが全然いいんじゃないかと思います。学校体育施設開放事業に14万円を渡している意味が見出せない。だって学校が勝手に砂買っているだけの話ですからね。

ですから、このあたりどのようにお考えなのか、また、その認識してるのかどうか、過去の流れからずっとこういうふうに流れてきていると思うんですけど、これについて。

私は、逆に、学校が報告書をつくって、要らん手間が学校側に出てきているだけの話ではないかなと思いますし、校長が学校運営に対する予算が幾らかある中の部分に、それを盛り込んだほうがすんなりいくんじゃないかなと逆に思ったりもしましたし、そこは私の所見ですけども、そのあたりお答えいただきたいと思います。

プラスアルファ、市長杯総合スポーツ大会事業、これも同じく契約です。これは、体育協会がやっている市長の総合スポーツ大会ですけど、これに関しても、もうここで一々全部説明しませんけれども、逆に体育協会が何の意味があるのかなって。3万円の補助金を各連盟に出している、そして各連盟が市長杯や体育協会杯やっておりますけども。先日、私は体育協会杯で剣

道大会に寄せていただきました。体育協会杯であるにしても体育協会の方が来られているわけでもない。ほんとに間にいる中間支援組織みたいなんであるだけの状態であると思います。

3万円払っているけれども、各団体によっては2万円そこに登録団体の加盟料として払わないといけない。実質残っているのは、団体が多ければ、2万6,000円というところもありますけど、実際3万円払っても2万円ぐらいは返さないといけないわけですよ。この意味は何で、そこに何を見出しているのか。過去はよかったと思います。でも時代の流れとともに、どんどん連盟に加入する人も減ってきているということの原因も考えていかないといけないと思いますし、契約に関しましても、ほとんど書類の提出がなされていない状況であります。

先ほども言いましたけれども、いろんな提出書類が出てない中で、契約がずっと遂行されてきたと思います。

この間も教育長が謝罪されておりましたけれども、実際、全部洗い出さないといけないと思います。私、マラソン大会の実行委員長をしておりました。このマラソン大会に関しましても、きのうもマラソン大会の実行委員会ありましたけれども、市民と一緒にやろうとする態度とは思えない。何をお願いしても、こっちがやる気になったとしても、文化スポーツ課自体が、この契約をほとんど他団体と契約するわけですけど、一緒にやろうとする誠意が見えない。これ、私が見えないということは、市民の方たちというのは、もっと市役所に対して不信感を生み出すんじゃないかなというふうなことを実感しました。

実際ね、申し上げましたら、ふれあいマ

ラソンの大会実行委員会の印鑑を勝手に押していたわけじゃないですか。私は、それを指摘させてもらいましたよね。それにもかかわらず、一緒に協働で何かをする、例えば、委託であるならば委託としての責任をしっかりと持ってもらいたいはずなのに、そこに移行する間の移行期間の間にも全くの努力が見られない。

私は、昨日のマラソン大会の実行委員会を出ずに帰ろうかなと思いました。市民の方やったら、もう二度と来ません。私は責任があるから行きましたけれども、そこについて担当課の職員の方々は、一生懸命やろうとはしています。でも、そこについている部長とか課長ね、見て見ぬふりじゃないですか、全く。都合の悪いことになったら、それを見て見ぬふりをして、しっかりと指導ができていない、職員に対して。そうじゃないとおっしゃるかもしれませんが、そうしか見えないんです。

私は、もっと職員の方たち、これだけのものを抱えているから、私自身はもっと楽に業務をしようとしたほうがいいじゃないかと、この間からも質問しております。しかし、私は、一生懸命やっている指導の仕方が間違っているんじゃないかなと、きのうも思いました。それについて、1回この間、マラソン大会の実行委員会で不備がありました。謝罪もされました。書面にも書かれましたよね。今回も一般質問で指摘もしました。それにもかかわらず、何か改善方法やこれからしようという姿勢が全く見受けられないんですけど、教育長、これに関して先日も答弁いただきましたけれども、喉元過ぎれば忘れるんですか。それだけの答弁だけで終わるんですか。繰り返していますよね。このままだったら、どんどんもっとももっといろんなことが出て

きますよ。危機管理が余りにもなさすぎます。全く納得ができないんですよ、私はこれに対して。この一連の契約のことに關しても、私は改善していただけたと思っていましたし、何か努力をしていただけたと思っていましたし、それについてもっと部下の指導も教育もしっかりしてもらえるとと思っていました。

でも、私は、きのう実行委員会を帰ると言っておきました。行きませんと言いました。しかし、私には責任があります。団体さんを新しく新規で入れました。だから実行委員会に行きましたけれども、それでも課長からも部長からも、実行委員会に見に来ることも、電話も一本もない。勝手にやっつけばいい、そういう態度だったじゃないですか。

これは、私のことだけじゃないです。これから、もし委託事業を前向きに市民の方たちにやらしてもらおうとしていく中で、市民とのトラブルになる一つの原因です。ほんとにこれができるのか、委託事業をきちんと精査できるのか、そこをお答えいただきたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 答弁求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、安全対策事業の防犯ブザーにかかわるご質問に対してのお答えをさせていただきます。

防犯ブザーにつきましては、先般、水谷委員のご質問にもお答えさせていただいておりますけれども、現在、新入学の児童の方に対して無償で貸与させていただきまして、1年後には無償で譲渡という形でお使いをいただいているものでございます。時代に合っているかというご質問であったと思うんですけれども、昨今いろんな

不審者事例であったり、また、凶悪な事件等起きている中で、我々といたしましては、防犯ブザーが安全対策の中で、有効な一つの手段として今後も必要であると考えております。

今現在、子どもさんの3分の1ほどの方しかランドセルのところに付けていただいているというようなお指摘もいただいております。落としても故障、破損しにくいようなゴムのラバーの素材を使った形のもので、ピンを引くタイプがこれまで主流だったと思うんですけども、今回、ボタンを押す形での使いやすい防犯ブザーという点で一定改善したものを導入させていただいているところでございます。

今後、またいろいろなご意見をいただきましたら、よりよい使い勝手のいい形で改良を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○安藤薫委員長 続いて、辻課長。

○辻文化スポーツ課長 まず、学校開放の件でございます。

学校開放につきましては、あくまでも社会教育分野における事業ということで、一定学校教育課程とは完全に切り離れた形で市民の方に学校の体育施設をお使いいただいているというような状況でございます。

学校開放に関する法令等々は、いろんな規定がございますけれども、教育基本法でありますとか、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法等々、社会教育の振興のために学校の施設を利用させることができるとか、努めなければならないという規定に基づくものでございます。

14万円という委託料の意味が見出せないということではございますが、やはり学校の教育課程でグラウンドを管理して

いく以上に、開放で使わせていただくためには、当然、土日に各種の大会を実施する場合、白線、ラインマーカーの消耗品、にがり等々の消耗品が必要になってくるものと思います。

また、開放で必要な備品等々が発生しました場合には、当然その学校を使わせてもらうんだから学校の備品を貸してくださいとなり、学校が応じていただける場合はいいんですけども、ないものまで新たに学校の負担を求めるといのは開放の趣旨からも異なると思いますので、そのあたりを14万円という委託料の中から開放事業のほうで調達しているものと解釈しております。

また、ほとんどがPTAの会長が開放委員会の代表になっておられるということでもございましたが、中には学校の先生が委員長になっていただいているところも多々ございます。

会計監査でありますとか、中の役員のことについては、今現在、わかりかねますが、それぞれの役割に応じてきちんと会計の処理をしていただくよう働きかけようと思います。

市長杯につきましては、市長杯総合スポーツ大会委託料ということで委託料をお支払いして実施していただいているところでございます。

ただ、市長杯のお金の流れでございますが、まず、3万円という体育協会からの分担金、これは市長杯の総合スポーツ大会委託料をお支払いした中から体育協会が市長杯を実施する連盟に対して3万円の分担金をお支払いしながら、その中で市長杯を実施していただくというお金でございます。体育協会への各連盟からの体育協会の加盟金ですね、そちらのほうは、この

市長杯とは直接的な関係はございません。あくまでも各連盟が体育協会に加盟をするための各種の負担金といいますか、加入金でございますので、それは体育協会の活動の原資に充てられるということでございます。

一見同じ時期にやっておりますので、払ってもらってと、何をしているのか分からないような状況にありますけども、全く性質の違うものということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 ご質問いただいた契約、あるいは体育協会の件でございますけれども、ご存じと思いますが、体育協会は昭和44年に4つの連盟が参加されて発足いたしております。同じ時期に文化連盟も発足いたしまして、体育協会、文化連盟は本市のスポーツ、文化の振興に携わってきていただいております。昭和44年ということでございますので、摂津市の市制が41年ということで、摂津市の市制と軌を一にして本市の文化、スポーツを担ってきていただいた団体でございます。

体育協会のお話でございますので、先ほど加盟金の話もございましたけれども、体育協会そのものに各連盟から拠出金が出るのであれば体育協会としてやっていけると思いますけれども、そういった収入がないということであれば、我々としては文化・スポーツの振興、また、その団体間の連絡・調整というのが我々の務めでございますので、これまで体育協会の事務を担当してきたということでございます。

契約の中で、マラソン実行委員会も含めてでございますけれども、教育委員会に事務局を置くというそういう規定の団体も

ございます。そういったことで、その団体の事務局を担当しながら、一方で行政として事務を行い、契約を行っているということがございます。これは本会議で述べましたけれども、そういった形態が常態化することによりまして、職員の間にもそういった業務の範囲が曖昧になったことによって、今回このようなご指摘をいただいていると思います。

そういったところで、今回ご指摘をいただいたところにつきまして、印鑑を保管している、あるいはごく一部でございますけれども通帳も持っていたと、そういうようなことで、これは従来よりといたしますか、これまでの慣例として事務を効率よく進めるというような意味もございましたけれども、こういったことが公明性でありますとか、あるいはそういった疑念を抱かれるというようなことにもなりますので、今回そういった点については、全て改めるように指示はいたしておりますし、通帳につきましては、各団体に全てお渡ししたところでございます。

それから、前後して申しわけないんですけども、体育協会に戻りますけれども、体育協会の事務をやっているということにつきまして、もし外出しすればそれなりの事務員を雇っていただく必要が出てまいります。そういったことをすることによって自主性を高めるということがございますけれども、委員会の記録とか見ていただきますと、以前にそういったことで補助金を出して事務員を雇っていただいて自主運営をしていただこうという時期がございました。しかしながら、その事務だけでは体育協会として回していけないというようなこと等、あるいは第3次行革による補助金の見直しというようなことがござい

まして、現在の姿に戻っております。

今回の体育協会の件でございますけれども、第5次行革で、団体の事務、補助金も見直していくということで第5次行革の中で見直しということになろうかと思っておりますけれども、いずれにしましても、外出しするか、あるいは我々が事務を担当するか、いずれかになってこようかと思っております。この点につきましては、本会議でもご答弁させていただいておりますけれども、団体事務、イベントの見直し、これが第5次行革のメニューでございますので、この体育協会の事務も含めまして第5次行革の期間内に見直しをさせていただきたいと考えております。

これまでの長い歴史がありますので、体育協会の事務を全て外出しできるかどうか、そのところは問題や課題もあろうかと思っておりますけれども、見直してまいりたいと考えております。

体育協会にありましては、そういったところで本市のスポーツを担ってきていただいた団体でございますので、その体育協会があることによって何か意味があるのかというようなことでございますけれども、こういったスポーツを担っていただきまして、また、スポーツ団体をまとめていただいているというところで、我々としてはありがたい団体であると考えております。

それから、マラソンの件でございますけれども、これまで委員がご質問なされたような形で印鑑を持ち、契約書を作成して、そういう契約行為を行ってきたことは事実でございます。

ただ、契約をするに当たりまして、当然、行政として契約をいたします。それから、マラソン実行委員会としての事務もござ

いますので、我々そういう形で契約をしてきたわけでございますけれども、必ず契約には行政と相手方がございます。相手方はそういう団体になるわけですが、やはり全ての契約行為において行政と相手方、必ずあります。相手方にもよりまして、全ての事務をしていただくということはなかなか現状としては難しい状況であります。

そのマラソン実行委員会におきましても、やはりそのところを相手の団体としては全て我々に任せていただいているというような状況があったものでございますので、平成25年度、平成26年度、実行委員長がかわられましたけれども、そのような形で引き続き契約行為を行ったということでございます。

このことにつきましては、本会議でも反省しているということで述べさせていただいておりますが、この契約は相手方があることですから、その契約を見直していこうとすれば、やはり相手方に委託契約とはこういうことであると十分ご説明をしてから、その委託契約に基づいて相手方の団体も契約をし、また、業務を実施していただく、これは十分説明をした中で、また、理解を得た中で見直しを進めていかなきゃならないと考えておりますので、このところは、来年度の契約に向けまして十分団体さんとお話をさせていただいて、しかるべき契約を目指していきたいと考えております。

あと平成27年度に残っております契約につきましては、マラソン実行委員会と演劇祭の契約ということになりますので、この部分につきましてもご指摘の部分も考慮に入れた形で進めていきたいと考えております。

平成27年度のマラソン実行委員会につきましては、いろいろと改善をしていただき、契約につきましても、それから、大会の運営につきましてもいろいろご提案をいただいております。そのことは非常にありがたいことでございますし、先ほど、せっかく実行委員会として協働してやっていこうと考えているのに、行政にはその姿勢が見えないということご指摘ございましたけれども、我々といたしましても、マラソン実行委員会さんと十分協議を詰めさせていただいて、平成27年度のマラソンにつきましては団体さんと協働して実施してまいりたいと考えております。

マラソンにつきましても、今回いろいろとコースの設定でございますとか、あるいは大会の運営でございますとか、改正をさせていただいて、その部分につきましては、実行委員会と詰めさせていただいているところではございます。委員がおっしゃいましたように、職員も精いっぱいやっております。

ただ、その実行委員会から提示いただきました、19日の実行委員会までの書類の作成につきましては間に合わなかったという点は確かにございました。その点は申しわけないと考えております。管理職として指導が足りないということであればそういうことになろうかと思えます。その点につきましては、実際に実行委員会に間に合わなかったわけでございますから、おわび申し上げたいと思えます。

以上です。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 今、開放団体のお話、辻課長のほうからいただきましたけども、私、14万円を見出せないというよりも、この学校教育課程と切り離しているのに

何で学校がやっているんやということを言っているんですよ。おわかりいただいていますか。

開放事業で、総合型スポーツ事業をやっているせつブルーウィングスさんの事業ありますよね、これも全て関連してきますよね、関連してきませんか。もともと開放事業というのは、いろんな各種地域の方たちが入っているスポーツ振興のために開放しているわけじゃないですか。何で学校が全てやっているんですかということ言っているんです。

先ほど、学校の開放団体が使うラインやどうのこうのと言っはりますけど、現状としては学校の運動会があれば、それ使うわけですよ。文部科学省から来ているものに関しては、学校施設開放に関しては別物としている。更衣室もそうです。ライン一本でもそうですけど、別管理をしなさいと言っているわけですよ、文部科学省のほうは。でも、実際それでできていませんよね。全く同じものを使っていますよね。どこが開放が使って、どれが学校が使っているかわからないから、学校が足りなくなったら発注してるだけじゃないんですか、これは。しかも同じ様式で。私、全て領収書取っていませんけれども、鳥飼小学校の分は持っています。この領収書、業者も一緒じゃないんですか。これ、提示してください、領収書。全く同じものを全く同じ様式で発注されていますよね。これ、確認してください。委員長、確認求めます。

○安藤薫委員長 暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 今、休憩中に整理しま

したけれども、まずその問題要因ですね、これを今後どう考えているのか、先ほど申し上げた問題があるのであれば、しっかりこれを答えていただきたいということと、それから、先ほど言いましたけど、実施が開放委員会によって委ねられているという形なので、全国的に各市町村によってやり方も違うと思います。そこを今お聞きしているところをきっちり精査して答えていただきたいというところですよ。

それから、何度も言いますが、14万円について意味がないと言っているのではなくて、学校と学校開放の差別化がきっちりできているのかというところをしっかりと答えていただきたいということです。これは、精査しましたので、よろしくをお願いします。

それから、先ほどの体育協会の件でございますけれども、この体育協会の件に関して、ご答弁いただきましたけれども、連盟に対して3万円支払っている。その連盟に加入している代表者名簿、これも私が、提出してくださいと言ったら、ありませんでしたよね、過去平成二十何年かな、そこからとまっていたよね。そういう団体に対して、3万円の補助、しかも3万円の補助した後の領収書、印鑑もない。全て印がありません。全部ですよ、各団体の。1件だけありましたね、バスケットボール連盟だけ印鑑がある。そんな団体に3万円出しているわけですよ。何で精査できないんですか。印鑑があるのは、バスケットボール連盟だけです。

3万円出してる趣旨が違うのなんて、もう百もわかっております。でもこういう団体を登録していただいて、市の大切な税金を市長杯、これに対して頑張ってくださいという3万円を出します。その団体の領収

書もないものに対してお金を出していることに対して体育協会、何も言わない市はどういうことなんですかということです。

それから、名簿、体育協会の登録団体の条件ありますよね。事業計画、収支、こういったものを出さないといけないものに関して、きっちり市はその団体に対して把握できるのかというと、これも提出を求めます。提出してもらってないので。

○安藤薫委員長 加盟している団体の名簿ですか。

○大澤千恵子委員 代表者の名前。

○安藤薫委員長 体育協会に求めるということですか。

○大澤千恵子委員 体育協会に求めるのではなくて、市はそれを把握しておかないといけないわけです。

○安藤薫委員長 それを含めて。

○大澤千恵子委員 とりあえず、ここで。

○安藤薫委員長 それでは、答弁求めます。

施設開放の現状と、あるべき姿、認識を問うておられますが。

辻課長。

○辻文化スポーツ課長 開放事業のことでございます。

私も、体育協会で、学校のグラウンドですけれども、開放で使わせていただくことがございます。また、白線とか消耗品を使わせていただくこともございます。

ただ、それが学校で管理しているものなのか、開放用に使わせていただいても問題がないものなのかというのは、把握して現場で使っているわけではございません、実態といたしまして。

ただ、こちらのほうで、どこまでが開放委員会で使っている白線か、どこまでが学校で管理している消耗品なのかという区別はできてない一つの要因に、開放委員会

は開放委員会で消耗品が要るので、通常、学校の教育に支障を来すようなことがないように補填をするというぐらいの意味合いしかないのかなというふうに認識をいたします。

また、学校と開放委員会が線引きなく何もかも学校がやっている現状があるのではないかということにつきましても、認識はいたしております。

ただ、グラウンド、体育館がいつ空いているかというのは、各ご利用者様は学校に行かれますので、一定学校のほうで受けざるを得ない状況がございまして、そのあたりの多くの部分を学校の教員の方に、特に教頭にご負担いただいているというような現状がございます。

会計監査等の役割につきましても、開放委員会の中のお金の使い道、また、チェック等々のお話になってこようと思っておりますので、そのあたりは会計監査機能がきちんと働くように開放委員会のほうに働きかけを行いたいと存じます。

以上です。

○安藤薫委員長 大澤委員のほうから具体的に一体化しているというような指摘があったんですけども、全ての学校開放委員会、もしくはそういった例があるのかどうか認識ですね、実態どうなのかということについてはどうですか。

ある学校では、事務局が教頭先生ということで学校がやっているような状況になってしまって、一体化している実態があると。別々なものになっていないように見受けられるケースがありましたというご指摘なんですけども、そういった把握をしておられるのかどうか、ほかの学校、市内全体の学校開放委員会の実態はどうか、その辺の認識をされているのかどうか、本

来の開放委員会のあるべき姿と実態との乖離があるのではないかという指摘なんですけども、その点の認識についてもご答弁いただけたらと思うんですけども。

暫時休憩します。

(午前11時 4分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

大澤委員の質問に、開放委員会の問題と体育協会の問題の指摘がありましたので、答弁を求めます。

宮部部長。

○宮部生涯学習部長 最初に、学校施設開放の件でございます。

学校施設開放におきましては、摂津市学校施設等の使用に関する条例に基づき教育委員会が使用の許可をいたしております。実際にこの運用に当たりましては、この条例に基づきまして、各学校に運営委員会を組織いただきまして、その運営委員会に委託いたしております。

学校施設開放におきましては、毎年その運営委員会と運営委員会名簿、登録団体の名簿を提出いただいております。

運営委員会につきましても、中学校5校、小学校10校、合わせて15校ございます。運営委員会の実際の運用につきましても、それぞれの運営委員会で運営状況が異なっております。例えば、3月に総会を開かれるところもあれば、学校の使用の申し込み期限、たしか3か月だったと思っておりますけども、3か月ごとに開催いただいているような運営委員会もございまして、それぞれ運営状況は異なっておりますが、先ほどご質問ございました委託料につきましても、毎年決算いただきまして私どもに報告をいただいております。

ただ、我々事務局としては、教頭先生が

通常、事務を行っておられまして、毎年の状況でございますので、学校の施設と学校施設開放の設備、あるいは用具、あるいは消耗品につきましては区別して利用いただいていると考えておりますけれども、その実態を把握しているのかといいますと、実行委員会からの書類によりまして判断しているところがございますので、その部分につきましては、再度我々のほうで調査いたしましてご報告させていただきたいと考えております。

体育協会の件でございますけど、毎年度、体育協会から登録チームと役員名簿をいただいております。

ご指摘の体育協会加盟時に事業実施の計画とか団体名簿を出していただくというその書類につきましては、直近がゴルフ連盟の平成18年度ということございまして、以前にご質問いただいた折に調査いたしましたけれども、手元にはございませんでしたので、その旨、お伝えさせていただいたところでございます。

この部分につきましては、平成18年のゴルフ連盟につきましては、まだ10年経っておりませんので、その加入時の書類につきましては、再度、調査させていただきたいというふうに思います。

それと、市長杯実施におきまして、印鑑が抜けていたということでございますけれども、会計上、市でやる場合には必ず押印ということもございますが、体育協会に市長杯を開催していただくにつきましては、市長杯を実施する連盟につきましては体育協会のほうから、開催費として分担金3万円お出しさせていただいております。

その分担金につきましては、文化スポーツ課の窓口におきまして各連盟の主に会計の方に来ていただきましてお渡しさせ

ていただいております。ご本人が来られて自筆された場合には押印をしていただかず、サインということでいただいております。記名の場合は押印していただいております。ご指摘の印鑑のない、あるいは印があるという分につきましては、以上のように手続きを行っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 学校施設開放の件ですけれども、歳入はどうなっているんですか。歳入は誰がやっているんですか。学校開放団体、減免じゃない団体に関しての規定ありますよね。学校開放団体で登録している減免ではない団体の歳入です。規定がありますよね。金額が決まっているはずですよ。それに対しての歳入についてはどうなっているのかをお聞きしたいのが1点です。

それと、先ほどご答弁いただきましたけれども、団体の加入マニュアルが今、直近でゴルフ連盟が平成18年ということは、それ以前のもは代表もかわってないんですか。代表の方が、例えば、連盟の会長がかわってない前提のもとで領収書の3枚を出したときに、その名前が会長なのかどうか、どうやってわかるんですか。印鑑がなくても名前が代表であれば渡すとおっしゃいましたよね、今。でも、過去から団体マニュアルの事業計画書、規約、会則、役員名簿及び構成団体の名簿が出されて、これが変更されていないのがずっと続いていたら役員の構成名簿も役員も20年前とか10年前のままじゃないんですか。それを各団体がお金を取りにきました。名前を書きました。そこチェックできているんですか。

今の答弁でしたら、平成18年から約10年間の間、連盟の会長がかわっていると

いうのは、もちろん把握はされているはずですが、その方が来て、その方が印鑑持ってなくて渡すというのはどういう根拠から渡しているのか、私にはちょっと理解できません。ご答弁ください。お願いします。

○安藤薫委員長 体育協会のこと。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 今おっしゃったのは、市役所にお金を取りにきて、事務をやっている方が渡しているんでしょう、そういうことですよね。体育協会がやっているのではなくて、市役所の方が事務をやっているから、そこで3万円渡しているということですよ、今おっしゃったのは。

○安藤薫委員長 体育協会に加盟している各団体の、先ほどの質問では、連盟の団体とそれぞれの役員名簿というのはあるのかどうなのか。

ゴルフ連盟のことを今おっしゃいましたが、全体として連盟の現状での役員名簿等を体育協会が把握しているのかどうか。把握してないとすれば、3万円取りに来られたときに、きっちりその方が代表かどうかというのはわからないではないかという観点で具体的な例を出されておりますので、その役員名簿があるのかどうかも含めて全体に答えていただきたいと思います。

○安藤薫委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 毎年度、各連盟より登録団体名簿をご提出いただいております。その中に役員名簿も添付されております。でございますので、各年度の役員名簿、登録団体名簿は把握いたしております。

実際に市長杯の件でございますけれども、毎年、体育協会のほうで4月に評議委員会が開催されます。評議委員会には各団

体の役員さんがおみえでございます。その折に市長杯の件もご説明させていただきまして、その役員さんは、どちらかといえば我々が把握いたしております。実際にその評議委員会、あるいは役員会におきまして分担金として市長杯を開催していただく連盟には3万円お渡ししますということでご通知申し上げまして、その通知に基づきまして、その分担金用意できましたら通知いたしまして、各連盟の方にお越しいただいております。

サインにおきましては、来られた方につきましては印鑑お持ちでなくてもサインいただきましたらそこでお渡ししておりますし、十分ご本人も確認いたしております。

ただし、記名の場合は自筆ではございませんので押印いただいたということでございます。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻文化スポーツ課長 開放の使用料の歳入処理のお話でございます。

開放の申請書は最終的に教育委員会、文化スポーツ課のほうで歳入の処理をいたしております。

といいますのも、申込時に使用料の計算をする必要がございます。その使用料の計算は文化スポーツ課のほうでさせていただいて、納付書をこちらで発行させていただいて、もう一度、開放委員会のほうにお返しすると、使用者の方々が銀行で納付いただいて、こちらのほうで歳入の収納をするというような仕組みでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 歳入のやり方は、学校開放がそこは関与しているわけですよね。市がそれをやっているわけですか。その歳

入に関しては、市に入るといふことですよ。全く別物といふことですか、それは。

それをお答えいただきたいのと、それから、今、当たり前のように、印鑑がないのを平気で渡しましたっておっしゃっていますけど、印鑑がないものに対して領収書としてみなさないじゃないですか。この認識が私は間違っていると言っているんです。サインしただけで、公的な文書ですよ、印鑑がないものに対して支出しているっておかしいことじゃないですか。この感覚が抜け落ちているんじゃないですかって言っているんですよ。

しかも、役員の名簿及び構成団体の名簿を出してくださいと言った私に対して出てきたものは、体育協会歴代評議員名簿、これしか出てきておりません。ほんとに名簿があるのかどうか書類提出を求めます。

以上です。

○安藤薫委員長 名簿については、改めて用意してください。

開放委員会の歳入の件、もう一度。

辻課長。

○辻文化スポーツ課長 学校の開放の使用料の処理でございます。

こちらは、摂津市学校施設等の使用に関する条例に基づきまして、市の施設の使用料が定められております。

したがって、施設の使用料そのものは市の歳入の処理をするべきものでございます。ですので、それを開放委員会のほうにその収受をしていただくというのは理屈的には可能ではございます。

ただし、収入のその取り扱いの処理を委託しますという処理と、それを情報公開するということができましたら、それは開放委員会のほうに料金を市にかわって収受していただくということが可能でありま

すが、それを現在は体制上、行っておりませんので、市が使用料の処理を行っているということでございます。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 今、ご答弁いただきましたけど、そうしたら学校開放が、例えば、減免じゃない団体さんにお貸ししたときに、どんどん学校の施設を使ってくださいという開放していったときに、収入が発生した団体さんが増えた場合、今後こういうことを考えていかないといけないんじゃないでしょうか。

今、市の歳入に入っている中で、学校開放はその人は別枠で考えて、その人たちの頻度が多くなれば、今度、学校開放とは別で切り離しているというふうに、もちろん予約とか曜日とかね、こういったことに関しては学校開放がやっているだけで、実際にその頻度が多くなれば、先ほど言っていた備品なんかも使うわけじゃないですか。こういったところのバランスが非常に私は崩れていくんじゃないかなと思うんですけど、もうこれはここで要望にしときます。

この学校開放に対して、もう一回よく検討して、今後どういうあり方をしていかないといけないのか、学校施設の開放運営委員会に対しても一律でしっかりと指導を入れていただきたいと思います。学校側が今、負担になっているところはやっぱり軽減していかないといけないと思っておりますので、そういったことに関して現状把握をして調査していただきたいというふうに思います。これは要望にさせていただきますと思います。

一連のことに関して、非常に曖昧である。先ほど体育協会のことも言いましたが、私、全て言ってもいいんですけど、細か過

ぎて、時間もありませんので全部言いませんけれども、教育長、私はさっきも言いました。ここで幾ら反省して、幾らやりますと言っても、現状やってないじゃないですか。やっているふりだけにしか見えないです。しっかりもっと調査してください。私でさえ、こんな調査ができるんですから、教育委員会は自分たちの担当課です。私が言っていることさえも理解してない方たち、たくさんいるじゃないですか。こういった現状をどう思っているのか。

さっきも言いましたけど、危機管理持っていたきたいということ、今、ご答弁いただいた領収書の件に関しても、当たり前のように印鑑がなくても出していますと堂々とおっしゃったわけですよ。こんなん普通の感覚ですか。私には到底、市民の税金を使っている担当課としての発言と思えません。納得ができません。全てそうです。契約の件に関しましても言いましたよね。これから第5次行政改革の中で、いろんな見直ししていくと思います。でも、やっぱりもっと掘り下げて考えていかないと、上っ面で改革したって結局は同じことだと思うんですね。

本当に地域住民の方や市民の方たちがどういう実態なのかというのをきっちり現場で把握してください。今やっている事務作業についても、何をやって、何をやってないのか、何ができてないのか、職員の方たちがどういう認識なのか、冒頭で辻課長が、契約に対しての認識がありませんでしたっておっしゃいました。それを指導するのは誰なんですか。

教育長、最後に教育委員会全体、今の私の質問を踏まえて、今後、教育委員会がどのようにすべきかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○安藤薫委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 団体の事務処理の不適切な対応については、先日この委員会で再発防止に努めてまいりますと申し上げたとおりです。

また、今後のあり方については、第5次行革の流れの中で取り組んで参りますが、団体と行政の今後の委託の内容のあり方について、私としては、ふれあいマラソンの実行委員会がモデルケースになるだろう思っていたにも関わらず、きちんと対応ができなかったことについては遺憾に思っております。

その部分については、先ほど部長からの答弁もありましたけども、早急に対応させていただきたいと思います。

また、学校開放の件につきましては、これもまた過去の経緯がある中で、それぞれの学校、あるいはそれぞれの地域の内情に合わせて運用いただいていたということで、初期の頃はきちんとしたすみ分けもできていたんだと思いますけども、長い間、人がかわったりしていく中で緩んできた部分もあるのかなと思っております。その部分につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、それぞれの実態に合わせた現状把握をした上で見直しもしていけないといけないと思っておりますので、早急に現状把握をして対応させていただきたいと思います。

○安藤薫委員長 それでは、先ほども申し上げましたように、開放委員会についても現状の把握の状況については、またご報告をお願いしたいのと、体育協会の加盟の団体についての名簿についても出していただけるようお願いをしておきます。

暫時休憩します。

(午前 11時45分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○安藤薫委員長 それでは、再開いたします。

質疑を続けます。

東委員。

○東久美子委員 それでは、まず先に決算概要を中心に質問させていただきます。

136ページのいじめ防止対策推進事業の事です。これについては、もう既にほかの委員の方もお尋ねですので、重ならないようにと思っています。

この新規事業なんですけれども、摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書ではA。この報告書の基準なんですけれども、各事業の評価基準が示されていて、評価Aは目標以上の成果が得られたとされています。いじめ防止対策推進事業は、こちらは20ページですが、記載されていて、具体的成果として評価がAとなっておりますので、目標以上の成果というものがどのようなものであったのか、お答えください。

続いて2点目になります。次は、いろいろ飛んで申しわけないです。概要で138ページ、学校部活動等助成事業のことでお伺いします。学校部活動対外競技参加費補助金についてです。予算現額が32万円で、これだけで見ると執行率100%になると思うんですが、この補助金の目的と、どのような補助をされたのかお聞きします。

これについては、事務報告書のほうには内容がないんですね。これは記載の仕方なことなんですが、内容がありませんので、お聞きします。

3番目に、学力定着度調査事業についてです。

学力定着度調査事業については、もう2

015年度からは学年が拡大され実施されるものと把握しておりますので、この学力調査から見える課題に対して、どのような課題が見えて対策を練るサイクルを検討されましたかということでお願いいたします。

4点目になります。140ページです。教育関係団体補助金事業、この補助はどのようなものですか。また、成果はどのようなものでしたか。

5点目になります。148ページの中学校就学援助事業の中学校夜間学級生徒に対する扶助費のことでお伺いします。

備考欄では経済的理由で就学困難な生徒に対する学用品などの援助と記載されています。この援助については、予算現額が27万5,000円で、決算額が9万5,673円です。執行率は34.79%になりますので、どのような援助で執行率が約35%になったのか。

また、この援助の対象者について、個人情報にかかわる部分があるかもしれませんので、そこを排除されて、人数、年齢、性別などお答えいただける範囲で結構ですので、できるだけ具体的にお伺いいたします。

次は、6点目になります。150ページの幼稚園管理運営事業についてお聞きします。

この中に、これは文教常任委員会で私のほうで以前お聞きしたことなんですが、小学校、中学校は項目で図書費があるんですけども、幼稚園はないと。そのときにはきちんと説明していただきました。このようなことでという理由はお伺いしておりますが、重ねて図書費、各幼稚園の管理費全体の中で、どれぐらい図書費にご使用になったのか、お願いいたします。

続いて、152ページ、幼稚園検診事業です。

これは小学校、中学校も行っておりますが、幼稚園は歯の基準ですか、学校の基準とは違う、異なっているところもあるというふうにも私の調べた範囲ではあったんですが、まずどのような検診をされているのかということと、治療勧告を出されていると思いますので、そのあたり。治療勧告を出して、回収というんですか、どのように戻ってきているのかということをお聞きします。

それから、8番目に156ページです。せつつ生涯学習大学事業についてお聞きします。

せつつ生涯学習大学事業についてなんですが、この事業は予算現額が70万3,200円に対して執行率が68.8%で、低いと思いますが、私は執行率が低いことが悪いとは思っていません。というのは消耗品とかでぐんと工夫されて減る場合もありますので、そういうことでお聞きしているのではないんですが、68.8%でしたので、当初立てられたものとどういふふうに変ってきたのか、執行率に対するどのような理由ですかということをお聞きします。

評価報告書のほうでは、目指した目標ではせつつ生涯学習大学受講者数は30名、それから修了者数は25名となっておりますが、受講者は14名で本当に厳しい結果だったなと思うんですが、修了者数はいかがでしたか。お願いいたします。

それから、続いて9番目になりますが、摂津市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの結果についてお聞きします。

このパブリックコメントで保育の質に

ついて、保育の質の格差解消と公平な教育、保育の提供を求める意見が寄せられていました。市の見解では、保育指針及び教育、保育要領に基づき保育や教育が提供されていることや、保育の質の格差が生じることのないよう、民間保育所との合同研修、これ先生方と、保育士の方と思うんですが、一定保育・教育の質の向上に努めておられるとのことでした。

市は民間保育所などへの運営費の負担及び助成を行っていると思いますので、民間の幼稚園、保育所の運営にかかわることでのどのような関与ができるのでしょうか。

といいますのも、やはりこのコメントの中で、民営化の拡大の前の段階でも委員会で何度も何度も丁寧に話し合われてきたのは私も傍聴したので知っております。ただ、そのときにも不安の中でやっぱり教育の質、今回の文教常任委員会でも先生たちのことが出ていたと思いますが、その辺が大きいですから、市のほう、教育委員会が責任を持って、こういうふうな質の問題や当初予想されていた不安に対してかかわっていかれるのかということでお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○安藤薫委員長 9点のご質問でした。

それでは、答弁を順次求めてまいります。荒木課長。

○荒木学校教育課長 それでは、東委員よりのご質問にお答えいたします。

第1点目、いじめ問題対策委員会等に関する摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書にございましたいじめ不登校等の未然防止早期対応の中で、この報告書にございます評価指標につきましては、いじめ防止対策推

進事業と、それから教育支援課が所管しております教育相談事業あわせた評価ということになっております。

依然、本市の小学校、中学校におけるいじめ・不登校の問題には課題が多数ございますけれども、それらに対応すべく小・中学校に配置しているスクールカウンセラーの活動状況でございますとか、それから教育センター等におきます相談窓口の対応の件数等が、目指した目標に相当する数、対応いたしましたのでA評価ということにいたしております。

また、いじめに関しましても、昨年度、初めて摂津市のいじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題対策委員会という機関を設置いたしましたので、委員の方に委嘱させていただき、2回の定例の会議を持たせていただきました。そこでいろんな知見をいただいたという事業の内容に関しまして、A評価ということにさせていただきました。

続きまして、学校部活動でございます。

この学校部活動対外競技参加費補助金に関しましては、摂津市にございます公立、私立含めました中学校や高校が、近畿大会、あるいは全国大会等に出場する際に支出する補助金でございます。

昨年度は摂津高校の陸上部、ダンス部、それから薫英女学院高校のバスケットボール部、陸上部、それから薫英女学院中学バスケットボール部で5団体。それから陸上に関しましては個人参加という支出もございましたので、摂津高校と薫英女学院高校・中学とあわせて個人5人という形で支出させていただいたというものでございます。

部活に関しては以上でございます。

それから、事務報告書にこの内容の記載

がなかったということでございますが、事業でございますので、申しわけございません、次年度にはしっかり報告させていただきたいと思っております。

3点目、学力定着度調査についてでございますが、これは小学校2年生におきますシユアスタート調査を行いました。今年度から2年生から6年生までで行う予定といたしておりますけれども、課題といたしましては、やはり小学校2年生段階で全国の平均と差がございまして、おおよそ国語で3ポイント、算数で2ポイントほどの差があるということが4年間実施した結果、明らかとなっております。

しかし、分析いたしますと、その学校の中でも学年によって非常に差異がございましたり、それぞれの状況でこの全国平均との差というものも変化いたします。

したがって、今年度より、よりきめ細かい追跡をするために2年生から6年生までで、経年で調査を実施いたしまして、その学年や、あるいは個人の学力状況も追跡することができますので、そこにおきますいろんな学力形成過程、いろんな取り組みの成果を測っていくことでありまして、個人のつまずきを発見したり、そのようなことを含めまして、今年度はきめ細かい調査を行いたいと思っております。

12月に調査を行いますので、1月末に結果が帰ってまいりまして、少し慌ただしくはなりますが、できるだけ学年ごとの状況を見ながら、新年度への学力向上プランに活かすというサイクルを考えております。

4点目は、教育関係団体補助金につきましてですけれども、これは摂津市におきます学校園、あるいは教育関係団体、そのようなところで行う各種の研修ですとか、教

育関連事業に対して補助金を交付するというものでございます。

平成26年度は、例えば生活指導研究協議会ですとか、それから特別支援教育研究協議会、在日外国人教育推進協議会、進路保障協議会、人権教育研究会、市の教育研究会とかですね。それから、スクール広場を中心とする校長会、それから本市が教育研究で委嘱をしております3校以外に対して、各種のいろんな特色ある学校づくりを行う推進の補助金を支出しているというようなことでございます。

成果といたしましては、当然学校がそれぞれの考えたいろんな人権でありますとか、学力向上に関する研究、それに対する支援でございますので、各学校の教育が非常に推進したということでありまして、また教育関係団体が独自に研修等を行いまして、教職員の指導力の向上に寄与しているというところでございます。

学校教育課からは以上でございます。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、148ページ、中学校就学援助事業のうち中学校夜間学級生徒に対する扶助費についてご答弁いたします。

本事業につきましては、中学校夜間学級に通う方のうち、経済的に困難な方に対して援助を行うものとなっております。学用品や校外活動費、生徒会費、通学費を支給しており、平成26年度につきましてはお一人の方に支給をしております。

予算との乖離ということでございますけれども、当初3人程度ということで予算計上をしておりましたけれども、実際に申請のあった方はお一人ということでこのような結果となっております。お一人だけということですので、済みません、個人情

報の関係もございまして詳しくは控えさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

○安藤薫委員長 小林次世代育成部参事。
○小林次世代育成部参事 こども教育課にかかわります3点についてご答弁申し上げます。

まず1点目、幼稚園管理運営事業の中の消耗品費に位置づけております図書の購入の関係でございますけれども、各園とも、子どもたち、また指導に適切な絵本であったり、指導書というのを購入しているところでございます。全体に占める割合でございますけれども、それぞれ園に合った特色ある絵本を購入しており、小さな絵本を細かく買っている園もあれば、大型絵本といった分で購入している園もあります。

消耗品費に占める割合といたしましては、大体5%から10%程度を図書の購入費に充てているところでございます。

次に、幼稚園検診の内容でございます。幼稚園では学校保健安全法に基づきまして、在園児さんの健康管理や健康増進を図ることを目的といたしまして、内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診といったものを毎年5月に、各園嘱託医の先生がおられますので、そちらの先生による診察を行っております。

その中で、専門医の再度の診察が必要なお子さんに対しては、保護者の方に対して診断名を記入した書面をお渡しさせていただいて、専門医を受診していただくようお願いをしているところでございます。

その割合でございますけれども、今年度の状況でいいますと、内科検診では特に該当の方がおられませんでしたけれども、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診では、治療を対象とする方が見受けられました。眼科

検診では全体の受診者の3園平均でございますけれども6%程度の方、耳鼻科検診では27%、歯科検診では22%ぐらいの方が再検という形で先生のほうから診断を出していただきました。

ただ、内科検診はおられませんでしたが、眼科検診であったり、耳鼻科検診については、お医者さんの治療済みですよといった証明書を提出をいただいております。幼稚園では7月以降プールも始まりますので、眼科検診とか耳鼻科検診で治療がお済みでない方については、感染のおそれもありますし、何よりそのお子さんの病状が悪化するといったことも懸念されますので、夏のプールへの参加を控えていただいております。

そういったことから、保護者の方の認識も高く、全ての方が治療済み証明書を園のほうに出されて、夏のプールを楽しんでおられるといったことを確認しております。

それと、子ども・子育て支援新制度でございますけれども、今年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に向けまして、本市におきましても他市同様、摂津市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援事業計画を策定するため、平成25年11月から12月にかけて、就学前の子どもさんをお持ちの保護者の方、また小学校1年生から3年生のお子さんをお持ちの保護者の方を対象に、ニーズ調査というのを実施いたしました。

その中で、子ども・子育て会議において計画案を策定して、またパブリックコメントを実施したわけでございますけれども、パブリックコメントの中では27名の方から90件のご意見をいただいたところでございます。

民間保育所との関係づくりというんで

すか、関与の仕方でございますけれども、民間保育所さんとは平成23年度に策定いたしました就学前教育実践の手引きの作成であったり、子ども・子育て会議にも保育連盟の代表の方にも参画をさせていただいております。また、公私立の保育士の全体の研修会などにより交流を図っているところでございます。

また、待機児童というのがまた一方で大きな課題でもございます。民間保育園さんのほうで建て替えによる定員増を図っていただいたり、分園の設置をしていただいたり、さまざまな観点で本市の就学前教育、待機児童の解消にご尽力いただいているところでございます。

今後も私どもの市はコンパクトな市でもございますので、より保育連盟さんを中心とした各就学前教育の施設との連携を図りながら、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、私のほうから決算概要156ページ、せつつ生涯学習大学事業におきます予算執行率の理由につきまして、ご答弁させていただきます。

せつつ生涯学習大学につきましては、予算要求時にその講座回数と講師謝金の単価によりまして予算要求させていただいております。平成26年度予算につきましては、大学が12回、大学院が3回、また大学の開講に先立ちましてプレ講座という公開講座を1回行うことを予定しております。全16回で、全て大学の教授クラスの講師の講師謝金の単価で算出しております。

そのような中で、実際に大学、もしくは大学院の内容を企画していく段階におき

まして、講座の内容、もしくは講師の選定におきまして、大学教授レベルではなくて、准教授レベル、もしくは一般の市民であったり、一般の講師の方という方をお願いする場合におきましては、単価が少し下がります。そちらの差金が主な理由となっております。

続きまして、大学の修了者数につきましてですが、現在、修了要件といたしましては、せつつ生涯学習大学全講座のうち5割以上の受講によりまして修了と認定させていただいております。平成26年におきましては、14名の受講者のうち、修了要件を満たされた方につきましては11名となっております。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 東委員。

○東久美子委員 それでは、いじめ防止対策の件で、この事業の評価がAというのが非常に理解しにくかったのでお聞きしました。2014年度のいじめ認知件数は、小学校が27件、中学校14件です。2013年度と比較すると、いじめの認知件数は小学校で1件、中学校で3件、いじめの認知件数が増加しています。いじめの認知件数ですので、実際の件数は把握されている数よりも多いかもしれないと考えられます。

いじめの認知件数は2007年から7年間の数値がグラフで提示されていますが、2011年の小学校5件、中学校6件が一番少ない件数です。いじめは取り組みを進めると件数が増加するという面は十分に理解しておりますが、この件数の推移についてお聞きします。

また、不登校児童・生徒数は、小学校は報告書のほうは48件と書かれていたん

ですが、文教常任委員会でもきちっと50件ということでおっしゃって、見直しされたときに2件増の50件、中学校100件ということでした。不登校、10か年推移のグラフでは、前年度よりも小学校は14件増え、中学校は28件減少しています。

ただ、これも本当に数字というのは見えない部分があって、このグラフでは学年が記載されていませんので、中学校の減少は不登校の取り組みだったらいいんですが、ではなく不登校だった対象の生徒が卒業したことによるかもしれないと、実態をなかなか正確に把握しかねます。

このような数字が増えていますよね。私は数字には決してこだわる必要はないと思うんですが、たとえ1人であっても子どもが不登校、いじめで悩んでいるという実態があるにもかかわらず評価Aというのはどうかなと思います。これを例えば当事者である本人、家族が見ると、なかなかこの評価というものはどういったものなのだろうかなと考えます。

いじめ、不登校の問題、課題については、どれだけ実態を正確に把握し、早期に取り組むかが重要と思っています。いじめの認知件数が小・中学校あわせて150件あるにもかかわらず評価がA、目標以上の成果が得られたとするのは、謙虚な姿勢が見えないと思います。

ただ、この150件の件数をどのように捉えられているのか、取り組みを進められるに当たって、今後になるんですかね、どのような姿勢で臨んでおられるのかお聞きします。

学校部活動助成事業のことです。今説明いただきましたので、全国大会に出る摂津高校や薫英女学院高校、それから団体と個人との補助金ということで理解しました。

これは、対外競技に参加することで保護者の負担はやはり大きいと思います。部活動に一生懸命な生徒の背景には、経済的にかなり厳しいご家庭があるかもしれません。経済的なことで部活に支障が出るのではないように、負担額の削減を目指していただきたいと考えています。補助金をご説明では有効に活用されているようですので、今後もさらに増額していただけたらいいかなと思っています。これは要望です。

学力定着度調査事業について、私は以前から、取り組みがなかなか活かされていない。ましてや今年度は12月ですので、1月にどのように反映されるんですかということとはたびたび質問してまいりましたので、そこを十分に理解されて、今年度のことについては取り組まれると思いますので、また報告を受けたいと思います。

それで、昨年度の予算のことに戻りますけれども、有効なものだったらお金をもっと増額して、予算をとるべきだと思います。ただ、この学力定着度調査については、本当にやり始めたから突き進まなければいけないという考え方ではなく、検討されて柔軟にやっていただきたいと思います。

学力テストについて意見が出されています。複数です。国府市の学力テストを中止すべきであると、この方はお考えのようです。学力の向上はテストでは実現できない。学力テストによって、本来の学ぶ喜びを失う状況に追い込まれていると考えられる。子どもたちの基本生活を見直すべきではないかということでご意見を出されております。

パブリックコメントで本当に多くの人数の、たくさんの方の中で何件しかないということではなく、こういうふうなものを

市民に求めた以上は、いろいろな意見が出てきたらそれを検討していただきたい。私が常からというんですか、こういう機会に学力テストの課題については再三お伝えしてきましたので、これを真摯に受けとめていただけるようお願いいたします。

これについては、もう要望というんですか、決算の実績をもとに今年度、また拡大されてやっておられると思いますので、今年度、反映されて、12月のテストが1月、3学期に活かされることと思いますので、その段階でまたお聞きさせていただきます。要望で結構です。

140ページの教育関係団体補助金事業です。これについてはお答えいただきましたので、それぞれの学校には学校文化というものがあります。特に、新任の教職員は教育課題に対する取り組みや、保護者対応などを自分が初めて勤める学校で学ぶと思います。その実践が基準となることが多いと思います。

しかし、先ほどおっしゃったように、いろいろな教科ごとの研修会でいろいろな学校の教職員がともに研修するんですよね。ということをもとに、自分の学校だけを基準とせずに、視野を広げ、いろいろな方法を知って、他の学校の教職員と出会い刺激を受けることになると思います。とても大切なものだと思います。

成果をお聞きしました。これは指導力の向上につながるし、成果がありましたとおっしゃいましたので、教職員研修はより充実されるように、どちらかというとな任の教職員の方が増えていますし、研修を受ける対象が広がっていますし、課題も今本当に多くなっていると思いますので、どちらかという学びの場を広げるためには補助金の増額も検討していただきたい課題

かなと思っています。これは実績を重ねていただいて、今おっしゃった成果があるということが説得力を持つように頑張っていたきたいということで要望です。

中学校夜間学級生徒に対する扶助費についてですが、この件につきましては、予算と実際執行率が異なるのは当然のことだと思います。個人情報で、お一人ということですので、今のお答えで了解いたしました。

私のほうで何が聞きたかったといいますと、お一人の方ということなので、お聞きしたいことなんですけども、この扶助費について、額的にどうですかということをお聞きしたいんです。

だから、お一人の方で内容も伝えてくれたんですけども、どんなことについてでもです、学校の予算もそうです。全部100%満足ということはあり得ないんですけども、この扶助費について、額的にどのようにお考えなのかお聞きします。

済みません、これについては予算がありますので、予算があったから人数が増えたら割る形になるのでしょうか。済みませんが、お答えください。

それから、6番目の幼稚園の図書費のことです。大体3園の平均が5%から10%ですというふうにおっしゃったので、もとの金額がわかりませんので、中学校や小学校は、細かくきちんと計算しないで言いますと、予算を子どもの人数でざっと割ると1人当たり1,000円ぐらいはかけているかなと思いますので、この5%から10%ということで私のほうで金額が把握できませんので、大体どれぐらいになるかということでお答えいただけたらお願いいたします。

幼稚園検診事業のことについてです。こ

の検診内容についてなんですけども、随分、幼稚園、丁寧な検診をされていると思いました。といいますのも、全員対象で検診をしているので、やはり漏れ落ちがないかなと思います。小学校のほうは事前にアンケートをとって、内科検診は全員です。歯科検診は全員です。でも耳鼻科とか眼科のほうは、アンケートで抽出して受けてもらうという形で、保護者が責任を持って書いてくださるので、それを基準にしないととても数が多いですし、その辺のことも違いがあるかなと思いますから、それについてはそういうやり方ということに理解しています。

私のほうで、このことで質問させていただいて驚いたのは、内科のほうは勧告書は出さなくていい状態ということですね。出していないと、ゼロということで。今、学校のほうでも内科の先生のほうがいろいろ判断されて、病院にかかっている子どもとか、アレルギー体質とかいろいろなことをお伺いになって勧告書になると思うんですね。これがどうのこうのだから全員出すではなくて、かなり丁寧な対応の中で勧告書を出されていると思うんですが、この勧告書、眼科も耳鼻科も回収が100%ということは、本当にすごいことだと思います。

小学校、中学校も含めてですが、通っている子どもの保護者の層と、幼稚園とかになると保護者の時間的な使い方とか異なりますので、同じではないにせよ、幼稚園で関心をかなり高めていただけていると思いました。

今、本当に学校のほうではもう学力、教育委員会が言うてはる学力に特化して、学力に力を注げるような体制が私は必要と思っておりますので、こういう検診とかし

て、そういう子どもの勧告とかそういうことを丁寧にするべきなんですけれども、この生活の部分がきちんと保護者に根づいていたら、子どものいろいろな病気とか、そういうことにも早期に対応できますので、幼稚園のほうですごく頑張ってくださいって、重ねて頑張ってもらいたいです。

ただ、歯の治療勧告がないんですけれども、歯については、ただ単純に虫歯のチェックとか、そういうことだけでないはずなんです。今はネグレクトとか、子どもの生活の背景が読み取れる部分があるんです。そういうことでも、やっぱり歯の悪いお子さんは多いということがわかりました。歯というのは本当に基本中の基本で、小さいときにしっかりと歯医者さんに通うとか、歯の点検とかの習慣がついていると、かなり大人になってありがたかったというふうなことに繋がると思います。だから、歯の検診ね、今後、治療勧告についてどのようにお考えになるか、お願いいたします。

小学校のほうでは、以前、千里丘小学校が歯の取り組みをされていて、見に行っただけなんですけれども、やはりすごくやっている学校は関心が高まるなという記憶があります。ただ、本当に小学校、中学校はいろいろな教科以外のことをする余裕がないので、幼いとき、小さいときから生活基盤をきっちりと親が見てくださるときに押さえていただきたいと思いますので、お願いします。

それから、こちらのほうも評価報告書の63ページになるんですが、このところで、これは先ほどとは逆で、通院医療費助成の対象者を広げましたよね。広げたりとか、積極的に今のことも含めてなんですけれども、具体的成果のところはBになって

いるんですけれども、これはBですかと思ったんです。何か足りないところというんですか、まだ十分でないところとかあったんでしょうか。私はこれはAなんじゃないのと思いましたが、これについてお答えください。

続いて、せつつ生涯学習大学についてです。せつつ生涯学習大学の受講者数の拡大を図るために、一般市民向けの公開講座を実施されていますが、事務報告書にある公開講座のどの回で行われていましたか。12回ありましたよね。その中の全ての回で一般じゃないと思うので、公開講座は何回、どの回に行われたのかということと、公開講座に参加された数ですね。それと、もし参加された方の感想があれば、参加されてどうだったかということ把握されていたらお聞きします。

それから、9番目の子ども・子育て支援事業計画についてです。これについては質的なこととか、今までと下にならないようにというようなことについて、平成23年に策定された手引きがあるとか、それから研修があるとかということでご答弁があったと思います。

これについては、本当に信頼関係と思うんです。保護者の方から、また今後もこのようなパブリックコメントというのはおとりになるんですよね。こういうふうなものをとられたときに、保護者のほうが不安に思っていたけれども、安心したとか、そういうふうなことで結果が出たらよいかなと思います。

私のほうでは、やはり一番最初に質問しましたように、どこまで運営にかかわることによって市のほうが発言していただけるのかなとかいうふうなことも思ったんですが、そういうふうな実際に各幼稚園、保育園な

りの運営会議とかに参加したりされることはできるんですか。それはできないんでしょうか。これをお答えください。

○安藤薫委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書に係る部分で、今回、ページで申しますと1ページの2番、各事業の評価基準というものを入れさせていただいております。こちらにつきましては、平成26年度から新たにこのような形で4段階での評価を導入させていただいたものでございます。

これまで教育委員から、またこの点検評価にかかりまして知見者からいろいろなご指摘、ご指導をいただいている中で、やはり各事業が毎年度、どこまでできて、どこができていないのか、そのような進捗状況も含めて、よりわかりやすい形で評価すべきではないかというようなご指摘がありましたので、今回から4段階で入れさせていただいたものでございます。

それぞれ教育推進プランに掲げております各事業での目指した目標、内容に対しまして、実施内容でのアウトプット評価ではなくて、具体的成果といたしましていわゆるアウトカムといわれるものでございますけれども、アウトカム評価を今回入れさせていただいております。

例えば、職員の研修回数を10回実施しますというような目標に対して、それが例えば8回実施できましたということであれば、結果としてアウトプットの評価としてはおおむねできておりますというようなことなんですけれども、我々としたしましてはその結果、その研修でどこまで職員の能力向上が図れたのかという成果の部分、アウトカム評価をすることを目指して入

れさせていただいているものでございます。

各事業で明確な指標を掲げるものが、なかなか困難な事業も多数ございますので、今後、またその部分については、目標設定については精査させていただきまして、次年度以降の推進プランでの目標設定に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

簡単に評価基準についてまず説明をさせていただきましたので、それぞれまた担当のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○安藤薫委員長 山本教育総務部長。

○山本教育総務部長 少し、その評価のところの補足をさせていただきます。

この評価、平成26年度の点検評価から入れさせていただきました。基本的な考え方は、今、溝口課長からあったと思います。補足といたしましては、目標、いじめであったり、子どもの虐待であったり、将来的にはゼロというのが当然我々としては目指すというところではございますけれども、あくまで年度年度の評価という扱いでございますので、知見の先生のほうからそういうアドバイスもいただきながら、平成26年度の目標に対して平成26年度どこまで達成できたかと、またそういう評価でございますので、個別事業は各課長からご説明いたしますけれども、そういう単年度評価というような扱いであるということはご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○安藤薫委員長 荒木課長。

○荒木学校教育課長 いじめ及び不登校についてお答えいたします。

いじめに関しましては認知件数ということで測っておりますけれども、この認知

件数におきましては、ご存じのように文部科学省における一定の基準と申しますか、いじめの定義というか、そのあたりの変更によって、摂津市だけではなくて全国的に件数が上がったというようなこともございます。一番中心となりますのは客観的に見ていじめということではなくて、そういうような対象となった児童・生徒が、自分がすごく心理的あるいは物理的に被害がある、嫌だと、不快を感じたということがいじめであるというそういう捉え方で、したがってそれに当たっての被害を受けた児童・生徒の心情について、学校が聞き取りをもとにして組織的な委員会等でそれがいじめであるかどうかを認知するというような形に変わっておりまして、しっかりと学校としてこれをいじめと捉えるとして、この子を見守って周囲を指導していかなければならない、そのように捉えた件数ということで報告が上がりますので、認知件数が増加することは確かにそういう事象が起こったわけですから、非常に大きな課題なんですけれども、学校としてそれを認知するという事は、早期に発見して、早期に対応しようという学校の姿勢のあらわれということで、単純に件数の多い、少ないで測ることは難しいという状況もご理解いただきたいと思います。

さらに、先日の岩手県のいじめの事案を受けまして、文部科学省のほうは、さらに昨年度のいじめについても一度見直すように、指示も出ているところでございます。

続きまして、不登校に関してなんですけれども、昨年度、中学校のほうが増えましたが、中学校1年生の不登校が21人、2年生は44人、3年生は35人、例年中学校におきましては1、2、3、学

年による差はそんなに大きくはないんですけれども、昨年度は中学校1年生で大きく減少したということがございました。

その要因、原因はさまざまだと思いますけれども、小学校から中学校に上がる際に不登校の数は大きく増えるということは課題が明らかになっております。したがって、小学校から中学校に上がる際には、小学校と中学校がしっかりと情報を共有いたしまして、それからスクールソーシャルワーカー等やスクールカウンセラー等に関しまして、小学校と中学校あわせた目を見ていくというような、そういう取り組みも行っております。一定その成果が出たのかなということも考えております。

また、この不登校、それからいじめ、あるいは問題行動等に関しまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校間で行き来しながら情報を共有したり、それから小・中合同のケース会議をコーディネートしたり、あるいはいろんな関係機関、福祉や警察等を含めた関係機関との連携も非常に強化しているというところが1点でございます。

もう一つは、小・中合同それぞれの校内の生徒指導の体制をさらに強化して進めるということもございまして、また小・中またがるような事案でありますとか、いろいろPTAを初め、地域の方と色々な情報を含めまして、民生児童委員さん等との連携等も含めまして、地域との連携もさらに進めていきたいと考えております。

また、いじめや不登校が起りにくいような未然防止につきまして、成長を促す指導と申しますか、いじめや不登校を起こさないようなそういう集団づくりと申しますか、いろんな生徒会や児童会の取り組み等もさらに進めてまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、私のほうから子育て支援課に係る内容についてご答弁申し上げます。

まず1点目、中学校夜間学級生徒に対する扶助費についてでございます。金額的にどのようなものかというご質問でございましたけれども、先ほど支給品目についてご紹介をさせていただきましたけれども、それらにつきましては全て一般の就学援助事業の中学生と全て同じ金額とさせてもらっております。

また、人数が増えた場合にどのようなのかというご質問でございましたけれども、扶助費という性格がございます。また単価のほうを決めておりますので、それらにつきましては、人数が増えた場合につきましては何か予算的な手当をして支給すべきものであると考えております。

それから、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書におきます63ページの子ども医療費助成事業についての項目につきましてでございます。

この事業につきましては、医療費助成事業ということで、事務的な内容となっているものでございます。当初掲げております事業内容を目指した目標につきましては、そこにございますように助成を行うことによって経済的負担の軽減と子どもの健康の保持増進を図るという内容にさせてもらっております。

ここにつきましては、対象者の多い少ないではなく、あくまでこの目指した目標を達成できたかどうかということで判断をさせていただきたいと考えておりますので、それが一定できたということでBとい

う評価をさせてもらっているものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小林次世代育成部参事。

○小林次世代育成部参事 こども教育課に係ります3点についてご答弁いたします。

まず1点目、幼稚園での図書の購入の件でございますけれども、購入金額に各園に少しばらつきもございますし、先ほど申し上げました冊数についても、購入する絵本によって多い少ないがございます。ただ、在園児数で割った1人当たりの単価となりますと、少ない園ですと一人当たり190円程度、多い園で980円程度といったことで、これは平成26年度の実績でございますので、これまでに蓄積しております各園での絵本等の在庫もございます。あと、同じ消耗品費の中で先生が教材用として使うような教材用の絵本的なものもこの消耗品費の中で買っておりますので、先生方はそういった絵本なり、指導書を通して子どもたちに本の楽しさであったり読み聞かせをしていただいているところでございます。

それと、検診の関係の歯の治療勧告がないというところでございますけれども、先ほど申しました内科検診は該当者がございませんでしたけれども、眼科検診であったり、耳鼻科検診等については、医師の治療済み証明書を出していただいております。

歯の治療につきましては、保護者の方に、診察をして例えば歯の状態、虫歯がありますよとか、歯の並びが少し悪いですよ、歯医者さんで再度受診してくださいといったお知らせはしております。ただ、それが先ほど申しました7月のプールの入水に

かかわるかといった件では直接関係がないといったこと、それと歯の治療というのはかなり長期間にもわたるといったこともございます。

幼稚園の保護者の方は夏休みの長期休暇がございますので、その間に集中して歯医者さんに行かれて治療をされているといったことを園のほうでは把握しているところでございます。

歯の治療だけではなく、耳鼻科であったり眼科、その都度治癒証明書が出る、出ないにかかわらず、最終的には出していただきますけれども、目の状態であったり、鼻の状態、耳の状態等を保護者の方と逐一保育の中で感じたことも伝えながら、子どもさんたちが万全の健康状態になるように指導、またお願いをしているところでございます。

それと、子ども・子育て支援事業計画の関係での保護者の意見の反映といった観点でございましたけれども、子ども・子育て会議にはPTA協議会の代表の方も含めて、公募の就学前の子どもさん、就学中の子どもさんの保護者の方、合計4名の方に参画をしていただいております。平成27年度から始まりました計画でございます。毎年度、進捗状況管理をしていく、またその次年度に向けて改善に取り組んでいくといったことを子ども・子育て支援事業計画では進行管理として位置づけておりますので、そういったところで保護者の方のご意見もお聞きする中で、よりよい計画となるように取り組んでまいりたいと考えております。

それと、民間園さんへの会議の参画というんですか、関与の仕方でございます。民間保育園さんについては、それぞれの園で保育指針に基づきまして、理念であったり、

経営方針であったり、特色ある取り組みをされておりますので、私どもが会議に参加したりとか、直接関与するということはございません。

ただ、摂津の子どもたちをどの園さんもよりよい保育を、教育をしていきたいという願いは一緒でございますので、全体研修会であったり、さまざまな交流を通して、私どものほうの伝えるべきところは伝えておりますし、民間園さんもお互いの情報共有をされたりしているところでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、私のほうからせつつ生涯学習大学公開講座についてご答弁させていただきます。

せつつ生涯学習大学公開講座につきましては、従前、生涯学習大学プレ講座と申し上げておりました、せつつ生涯学習大学の開講に先立ちまして、実際にそのせつつ生涯学習大学の雰囲気などを知っていただくために、無料で、しかも申し込みなしで受講できる講座を開催させていただきました。その講座を受講されました方がスムーズにせつつ生涯学習大学に入校されるよう、効果を期待して開催するものです。

平成26年度におきましては、私のほうで把握はできておらないんですが、過去公開講座を受講された方が大学受講をされるというケースもございましたので、一定受講者層の拡大という効果は果たしているのかと考えております。

平成26年度におきましては、事務報告書342ページに記載させていただいておりますが、中段、せつつ生涯学習大学事業の(1)が公開講座に該当いたします。受講者につきましては44名受講いただ

いております。平成26年度は講師といたしまして京都経済短期大学学長の岩田学長に、日本、中国、韓国という国の米文化を絡めた講座となっておりますが、岩田学長につきましては、摂津市在住ということで、摂津の歴史もお詳しいことから、摂津の歴史なども踏まえての講義でございました。

その中で、アンケートをとらせていただきました。受講者からのご感想といたしましては、数点紹介させていただきますが、わかりやすい講座でした。楽しい時間があったという間にたっとうしてしまいましたとか、また親しみやすいことから興味を持ってお聞きすることができた。また、知っているようで知らないことが多く、びっくりや感動しました。機会を見ていろんな講座に参加するつもりですということで、この公開講座を受講することで学習意欲の向上にもつながっているのかというふうに考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 東委員。

○東久美子委員 初めに評価のことについて説明していただきましたので、単年度ごとであるということもわかりましたが、やはりこれを見たときに、どうしても20ページのほうのグラフに載っていますし、それを見ると単年度というふうな捉えが、参考資料があつて、今までよりも件数が増えているのにAなのかというふうな受けとめをしてしまうと思うんです。だから、単年度であつて、これは今までのものと比較するものではなくというふうにされるのだったら、このグラフは一体何なんだろうかということと、それから、やはり評価の受けとめ方が違うなと思ひましたのは、私のほうは一人の子どもでも不登校であ

れば、一人の子どもがいじめで傷ついたら、でも私はゼロになるなんてことは絶対あり得ないと思ひてます。人間が社会を形成する中でいじめやいろんな課題というのは、近づくことはできても皆無ということはありません。皆無という数字が出たら、それは見落としというのか、十分見てないと、逆に思えるのではないかと受けとめておりますので、だから先ほども課長のほうからもありましたように、基準が変わることで見直し、基準の見直しで点数も増えているということも説明あつたと思うんです。だから、そこは十分理解しているんですが、やはり単年度でこれは評価するものであるとおっしゃる以上は、この様式というんですか、これは検討していただきたいことが1点、それから、重ねて、私はやはり子どもの、繰り返しになりますが、子どもが一人で不登校とかつらい思いを抱えている子がいて、いじめ防止対策推進事業がAというのはなかなか受けとめにくいと思ひます。またご検討ください。

これについては、もう私のほうの基本的なベースは寄り添ってほしいというところの1点ですから、要望で、また次の機会にどのようなになったか質問させていただきますのでお願いいたします。

続いて、夜間中学のことについてはよくわかりました。就学援助と同じということで理解しました。数が増えれば予算を割るということではなく、扶助費であるのでということで、よく理解できました。夜間中学、一人で9万幾らというふうにとられる方もいるかもしれないんですが。夜間中学校なんですけども、今夜間中学校の学級が設置されているのは、学校数は大阪府内では大阪市4校、岸和田市1校、東大阪市2校、八尾市1校、堺市1校、守口市1校、

豊中市1校の11校だと思えます。日本全体で見ても8都府県の31校のようですので、今後、夜間中学校の学級を設置しているところは減少していくのかなと推測しますが、さまざまな事情で学べなかった人、学び直しをしたい人にとって、なくしてはいけない学校ではないかと受けとめています。

中学校の夜間部の減少によって通学が困難になり、これは通学費も要りますので、交通費も、大きいと思えます。まだここはどこに行かれているかは知りませんが、守口は近いですけれども、もし守口がなかったらとか考えると、随分遠方まで行くとなると交通費もかかります。働いておられる方だったら仕事の関係で時間の確保も困難かと思えます。通学が困難なため諦めざるを得ない人もいることを考えると、本当に厳しい。卒業後の進路については、高校進学される方や調理師免許等の国家資格を取るなど、それぞれ努力を積み重ねて進んでおられるようです。

学ぶことについてなんですけれども、ことしノーベル賞を大村先生がおとりになって、その中で大変感動というんですか、思ったことがあったんですけれども、大村先生も夜間高校にお勤めで、そのときにテストの監督をされていたときに、皆さんご存じの話だと思えますが、油まみれの手で答案用紙を書いている人がいたと。そのときに大村先生の捉えは、この子たちがすごく頑張っているんやから、自分も勉強せないかんというふうなことに繋げて、子どもに対して、生徒に対して温かな目でごらんになっていて、先生のそういう気持ちが、子どもを見る温かい目がきっと教室の雰囲気も変えていると思うんです。そういう意味からも、寄り添えるように。

本当に中学校をいろいろな事情で卒業できなかった方はいろんな思いを抱えておられると思うんです。それでぜひ私はこの補助をですね、続けてほしいと思っておりますので、本当に十分に寄り添う形でやってほしいと思えます。

今、学校は本当に学力で、教育委員会も本当に大変だと思う。なかなか学力って数値が上げられない。摂津だけが頑張っているわけ違いますからね。全国的に、全市的に頑張っているんやから、順位というものはなかなか、順位だけで言うとはどうですか。本当に学ぶということはどういうことかというところが大村先生の話の中で私は思ったことなんです。

教室にいてる子どもを、点数で見るようになってしまうんじゃないかなとすごく危惧するところがあるんです。この子が平均点を上げているとか、平均点どうかというふうなことにつながりがちだと思います。学校は追い込まないでほしいと思います。

いずれにせよ、学びたい人、チャンスを捉えて学ぶ人には、本当に市のほうで寄り添って応援していただきたいと思っています。

次、幼稚園のほうはわかりました。幼稚園は昨年度もなんですけれども、全ての管理費の中で配分されているから、これは逆に小学校とかは不便なんです。予算がもう決まっているから、たくさんのもを買いたい年には買えなくてというようなことがあるから、そういう意味では予算配分の中で上手に使えば図書費もかなり使えるということではあるかと思うんですが。

ただ、子どもで見ると、子どもは1年、1年、1年なんです。その年、その年、その年。そしたら、絵本を広げたときに絵

本のおいが、くんくんとしたらあの特別なにおいがするじゃないですか、印刷のね。そういうような新しい本、それから絵本もやはりありますからね。そしたら新しい本、古い本ばかりじゃなく、新しい本と出会えるように。摂津市内でも本屋さんの数が減っていますよね。だから、そういうふうな中があるので、やはり図書費というものは小学校、中学校のように確保してほしいと思っています。

単価について、980円の園もあり、190円の園もあるということなんですけども、前年度たくさん買ってはったら、本自体の数に相違がないかもしれませんけれども、やはり先ほど言いましたように、新しい本の独特な世界に出会うためには、図書費というものを大事に考えていただきたいと思います。これは要望です。またご検討ください。

検診のほうですが、保護者のほうには先生のほうからこういうことですよということでお知らせになっているということで、保護者のほうも先生との連絡の中で把握されているのかなということは理解できましたが、やはり歯というものは本当になくなってからよくわかるんですよ。だから、本当に年がいったときに、あの小さいときのそれがということがあるので、これはお母さんにお伝えになるとか、そういうだけではなく、ぜひ勧告書をお考えください。勧告書を出しますとか、出しませんとかいうお答えはなかったんですが、これはもう検討していただきたいと思っています。

せつつ生涯学習大学のほうですが、事務報告書に公開講座と、それから12回の講座が書かれてあったんですが、12回のほうにもこの回だったら一般の方においで

いただいてもいいですよと公開されていると思って誤解がありました。岩田先生の公開講座をされたということなので、それは理解しました。

ただ、残念なことは、これも表が出ていましたので、2012年が多くて28名でしたが、減少していますよね。この情報は口コミがかなり力を持っていると思うんですよ。今、この辺の大学に行かれる年齢層の人は、いろんな無料の講座とかアクセスしていくと、ネットとかそういうものを調べると、魅力ある講座というのはすぐ埋まってしまうんですよ。いろんな企業も、病院も今講座をやっていますよね、いろんな病院がね。病院も市民向けに講座をやっています。それも参加が多い回と少ない回がある。当然ですけど。それから、銀行も投資関係だけじゃなくて、文化的な講座をやっているんです。そしたら、そこはすぐ定員オーバーしちゃうんですね。

ということで、ぜひ今後、魅力ある講座というんですか、講座内容のほうを考えていただきたい。大学を卒業された方が次の方につなげていけるように、内容の検討をお願いします。そしたら少しは増えるかなと思います。

お隣の茨木市なんかは大学と、うちはほんとそのあたりが、条件はいろいろ市によって違いますからかなり厳しいです。

それと、私も今までした仕事の中で、研修会担当いうのをやったことがあるんですね、全市的な。本当に人を集めるとかいうのは厳しいことは十分わかっています。

魅力的な講座を設定しても、日程的にこれは摂津市全体ですからどこそこの町内会の行事があるとか、いろんな会合があって来れないとか、そんなことが重なるので、本当に厳しいとは思いますが、内容の検討

をして、また数が増えたという報告をお聞きしたいと思っています。

最後の子ども・子育て支援のほうは、これはもうお答えいただいたので結構です。

以上です。

済みません、私のほうで、今回聞かせていただいた学校部活動助成金ですよ。それと、中学校就学援助事業ですよ。それについては、ほかはなかったと思うんですが、第5次行政改革でロードマップだったかな、廃止ではなく、今後検討しますの項目だったんです。検討しますという前提は、その事柄が活用されていない、予算を使ってするに値しない、税金ですからね、というふうな項目については、行革で変えていけばと思うんですが。

質問させていただいたときに、やっぱり、学校の団体のほうも入っています、三つですけども、やはり成果があった、かなり意味ある内容であったというふうにお聞きしましたので、これについては今後、教育委員会は内容を知っておられるし、教育委員会がきっちりと意見を出していただけていると思っていますので、私はこの質問をさせていただいた三つはとても大事だと思っていますので、よろしく願いいたします。

○安藤薫委員長 よろしいですか。

皆さん質問等をそれぞれしていただきましたが、ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 では、ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時19分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会します。

(午後2時21分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 安藤 薫

文教常任委員 大澤 千恵子